（参考様式）

年　月　日

霧島市長　　　様

（発電事業者）住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話

法人等にあっては名称

及び代表者の氏名

暴力団関係法人等でない旨の誓約書

私は、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づく事業計画の提出に当たり、次のことについて誓約いたします。

記

　私は、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例第２条第５号に規定する暴力団関係法人等には該当いたしません。

また、霧島市が必要と認める場合には、警察等捜査機関に照会することについて承諾します。

|  |
| --- |
| 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成27年10月５日条例第30号）【抜粋】（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)～(4)省略(5)　暴力団関係法人等　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関りを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。）が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）【抜粋】（定義）第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。四　指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。五　指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。七　暴力的要求行為　第九条の規定に違反する行為をいう。八　準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |

別紙

役員に関する情報

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 役職名 | フリガナ氏　　名 | 住所 | 生年月日（西暦又は和暦） | 備考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |